

よくある質問と回答(医療的ケア児・者の家族のみなさま向け)

(8年度の変更点について)

- Q1 令和8年度から変わった点を教えてください
- Q2 1回あたりの利用時間が6時間以内に拡充した理由を教えてください
- Q3 長時間サービスを利用する際に注意することはありますか
- Q4 登録事業所の訪問看護を利用していない方が事業を利用する場合の手順を教えてください
- Q5 ヒアリングではどのような内容を確認しますか
- Q6 家族同席のもとでのサービス提供期間はどのくらい続けますか
- Q7 ヒアリングや家族同席のもとでのサービス提供も、年間利用時間に含まれるのですか
- Q8 2名で訪問すると、利用時間はどのようになるのでしょうか

(事業内容)

- Q9 事業内容に「家族の代わりに行う医療的ケア等を行います」とありますが、具体的にどのようなサービスが提供されますか
- Q10 自宅以外の場所(外出先や施設等)に看護師を派遣することは可能ですか
- Q11 この事業を利用している間、家族は同席していなくても良いですか

(対象者)

- Q12 どのような人が事業の対象ですか
- Q13 「認定特定行為業務従事者によるサービスの提供体制」とは何ですか
- Q14 事業の対象者となる「医療的ケア児・者」には、年齢の制限はありますか
- Q15 常時医学的管理が必要とはどのような状態のことを指しますか

(利用できる時間・日数・回数)

- Q16 利用できる時間数に制限はありますか
- Q17 1日に1時間ずつ、2回に分けて利用することはできますか
- Q18 利用時間の管理は誰が行いますか
- Q19 「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(家族用)」はどのように使いますか

(費用)

- Q20 この事業の利用にあたり、費用の自己負担は発生しますか

(利用の流れ)

Q21 この事業を利用するための申請手続きについて教えてください

Q22 市外に転出する場合や、医療的ケアが必要でなくなった場合にはどのような手続きが必要ですか

(その他)

Q23 複数(2か所以上)の訪問看護事業所からレスパイト事業のサービス提供を受けることは可能ですか

Q24 複数の訪問看護事業所を利用する場合、レスパイト事業の年間利用時間は加算されますか

Q25 年度ごとに利用登録をする必要はありますか

(8年度の変更点について)

Q1 令和8年度から変わった点を教えてください

A1 令和8年度から、以下の3点に変更になりました。

- ① 年間の利用時間上限の拡充: 6時間→24 時間
- ② 1回あたりの利用時間: 2時間以内→6時間以内
- ③ 訪問看護を利用していない方も対象に

ただし、安全にご利用いただくため、原則として2名体制でサービスを提供する他、事前のヒアリングやご家族同席でのサービス提供などの手順があります。

(詳細は Q4 以降をご参照ください)

※①は令和8年4月1日から、②および③は令和8年6月1日から適用されます。

Q2 1回あたりの利用時間が6時間以内に拡充した理由を教えてください

A2 これまでの「2時間以内」という上限では、ご家族が通院などの用事を済ませるには短いとのご意見があったことを踏まえ、まとまった休息時間を確保していただけるよう、1回あたりの上限を6時間以内に拡充しました。

Q3 長時間サービスを利用する際に注意することはありますか

A3 1回あたり最大6時間まで利用できますが、事業所の職員体制や当日の状況によっては、6時間の利用が難しい場合があります。利用可能時間については、事前に事業所へご確認ください。
また、医療的ケアを安全に行うため、3時間を目安に、職員が交代しながら対応します。
事前に交代時の引継ぎ方法などについて、あらかじめ事業所とご確認ください。

Q4 登録事業所の訪問看護を利用していない方が事業を利用する場合の手順を教えてください

A4 登録事業所の訪問看護を利用していない方とは、以下のいずれかに該当する方を指します。

- ・これまで訪問看護のサービスを受けていない方
- ・登録事業所以外から訪問看護のサービスを受けている方

これらの方がレスパイト事業を利用する場合は、安全確保及び適切な支援のため、以下の手順を原則としています。

① 訪問看護指示書の作成依頼

ご利用には主治医の「訪問看護指示書」が必要です(実費負担あり)。

「訪問看護指示書」は事業所から主治医へ依頼します。

② 事前ヒアリングの実施

2名の職員により、利用者の心身の状態や生活状況等を把握するためのヒアリングを行います。

③ ご家族同席のもとでのサービス提供

ご家族同席のもと、2名の職員によるサービス提供実施期間を設けます。

(実施する時間・回数・内容については、利用者と事業所の双方で確認します)

④ 2名体制でのサービス提供

その後も、原則として2名による訪問を継続し、安全かつ適切な支援を提供します。

なお、事業所と利用者(ご家族)の双方において、安全にサービス提供が可能であることが確認できた場合に限り、1名で実施します。

Q5 ヒアリングではどのような内容を確認しますか

A5 主な確認事項は、

- ・医療的ケアの手順
- ・緊急時の対応方法
- ・日常の体調や生活リズム、注意事項

Q6 家族同席のもとでのサービス提供期間はどのくらい続けますか

A6 利用者の状態や事業所ごとの体制により、期間は異なります。事業所と利用者・ご家族でよく話し合い、安全にケアが行えると確認できるまで同席する期間を設けてください。

Q7 ヒアリングや家族同席のもとでのサービス提供も、年間利用時間に含まれるのですか

A7 はい。含まれます。

これまで訪問看護を提供していなかった事業所が新たに支援を行う場合には、医療的ケアの手順・体調変化時の対応などについて、実際の支援を通じて具体的に確認する必要があります。

そのため、安全なレスパイト支援を行うために不可欠な「サービス提供の一部」として位置付けており、年間の利用時間に含めています。

Q8 2名で訪問すると、利用時間はどのようになるのでしょうか

A8 訪問する職員の人数にかかわらず、年間で利用できる時間は24時間です。

例えば、看護師2名が1時間訪問した場合、年間の利用時間から差し引かれるのは「1時間」です。

なお、事業所が横浜市に請求する際には、職員数×時間数で計算しますが、ご家族のご負担はありません。

(事業内容)

Q9 事業内容に「家族の代わりに行う医療的ケア等を行います」とありますが、具体的にどのようなサービスが提供されますか

A9 本事業では、横浜市に登録した訪問看護事業所の看護師が、医療的ケアを必要とする方のご自宅に訪問し、医療ケアと見守りを行います。訪問する看護師は、ご家族が普段行っている医療的ケア(例:人

工呼吸器管理や経管栄養など)や、療養上の世話(食事介助、排泄介助、体位交換など)を、ご家族に代わって行います。

Q10 自宅以外の場所(外出先や施設等)に看護師を派遣することは可能ですか

A10 本事業におけるサービス提供は、自宅への訪問に限ります。

Q11 この事業を利用している間、家族は同席していなくても良いですか

A11 本事業では、医療的ケア児・者の家族の休息時間を確保することを目的としているため、サービスを提供する時間に常時家族の同席は必要ではありません。ただし、医療的ケア児・者の安全の確保は最優先事項のため、外出する場合には緊急時の連絡先を交換するなど、事前に訪問看護事業所と安全面について十分に話し合った上で実施をしてください。

(対象者)

Q12 どのような人が事業の対象ですか

A12 以下の全ての要件に該当する医療的ケア児・者のご家族が対象です。

- ・横浜市内に住所があること
- ・常時医学的管理が必要な医療的ケア児・者であること

ただし、認定特定行為業務従事者によるサービスの提供体制が整っている方及び介護保険対象者は除きます。

Q13 「認定特定行為業務従事者によるサービスの提供体制」とは何ですか

A13 「認定特定行為業務従事者」とは、医療職でない介護職員などが、国が定めた研修(例:喀痰吸引等研修)を修了し、必要な知識と技術を身につけたうえで、都道府県から認定を受けた方のことです。このような方が所属する事業所からサービスを受けている場合は、そちらを優先してください。

Q14 事業の対象者となる「医療的ケア児・者」には、年齢の制限はありますか

A14 「医療的ケア児・者」には、年齢の制限はありません。ただし、介護保険の対象となっている方は、介護保険によるサービスが優先されるため、本事業の対象にはなりません。

Q15 常時医学的管理が必要とはどのような状態のことを指しますか

A15 身体の状態は安定しているが、各種の医療機器を装着していることや、頻回な吸引が必要であるなど、医療的ケアが常時必要な状態のことです。

具体的には、人工呼吸器を装着している、気管切開を行っている、経管栄養を行っているなどの状態にある方です。

(利用できる時間・日数・回数)

Q16 利用できる時間数に制限はありますか

A16 1日1回までの利用で、1回あたりの利用時間は30分以上6時間以内です。
年間(4月1日～3月31日)の上限時間は24時間です。

Q17 1日に1時間ずつ、2回に分けて利用することはできますか

(例:レスパイト事業を1時間、訪問看護を1時間利用した後に、更にレスパイト事業を1時間利用する)

A17 1日1回までの利用のため、2回に分けて利用することはできません。

Q18 利用時間の管理は誰が行いますか

A18 対象の方の利用登録を行った事業所とご家族のそれぞれで行います。事業所から渡される「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(家族用)」に利用した日付、事業所名、利用時間、今年度の残り時間の記録をつけ、年間の利用時間(24時間)を超えないようにしてください。

Q19 「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(家族用)」はどのように使いますか

A19 この管理表は、年間の利用時間をご家族が把握し、安心してサービスを利用するためのものです。レスパイト事業を利用した際に、その都度、利用時間を記入してください。
ご自身で利用状況を確認するためだけでなく、事業所と利用時間を確認・共有する際にも活用できます。記入方法やご不明な点がある場合は、ご利用されている事業所やこども青少年局障害児福祉保健課にご相談ください。

(費用)

Q20 この事業の利用にあたり、費用の自己負担は発生しますか

A20 利用料はかかりません。費用は横浜市が登録事業所に支払います。
ただし、利用時間を超過した場合の費用や交通費などは横浜市からお支払いしません。利用者の自己負担が発生する場合がありますので、利用予定の登録事業所に前もってご確認ください。

(利用の流れ)

Q21 この事業を利用するための申請手続きについて教えてください

A21 「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)申請書(第3号様式)」に必要事項を記入し、利用を希望する登録事業所に提出します。詳しくはご家族向けの事業案内をご確認ください。

Q22 市外に転出する場合や、医療的ケアが必要でなくなった場合にはどのような手続きが必要ですか

A22 「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)申請書(第3号様式)」に変更する事項を記載し、登録事業所に提出してください。

(その他)

Q23 複数(2か所以上)の訪問看護事業所からレスパイト事業のサービス提供を受けることは可能ですか

A23 横浜市に登録され、本事業の委託契約を結んでいる訪問看護事業所であれば、複数の事業所によるサービス提供は可能です。複数の事業所を利用する場合は、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(家族用)」に記録を行い、年間の利用時間を超えないようにしてください。様式についてはQ19をご参照ください。

Q24 複数の訪問看護事業所を利用する場合、レスパイト事業の年間利用時間は加算されますか

A24 複数の訪問看護事業所を利用しても、年間の利用上限時間(24時間)は増加しません。各事業所と利用時間の調整を行っていただくようお願いいたします。

Q25 年度ごとに利用登録をする必要はありますか

A25 年度ごとの再登録は不要です。ただし、ケアの内容や住所などに変更がある場合は変更申請が必要ですので、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)申請書(第3号様式)」をご提出ください。